

■ 埼玉県自立生活支援センター（令和2年度事業報告）

令和2年度経営方針

(1) 目的

高齢・障害のある方等で更生緊急保護が適応となった起訴猶予者、執行猶予者等に対し、刑事司法関係機関と福祉が連携して、対象者の意向・状態に応じた地域社会で孤立しないための「息の長い」支援を実施していくことにより、対象者の社会復帰及び再犯防止に向けた生活環境整備を図ることを目的とする。

(2) 地域再犯防止推進モデル事業（2018年11月～2020年9月）

- ① 利用者に対しては、常に懇切で誠意ある態度で接するよう心掛け、その意思や主体性を最大限に尊重するものとする。
- ② 利用者に対する支援は、本人の心身の状況、本人が過去に受けてきた福祉サービス等の内容、福祉サービス等に係る本人のニーズ、活用できる社会資源の状況等を十分に踏まえて行うものとする。
- ③ 業務の遂行に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、その心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるよう配慮するものとする。
- ④ 犯罪歴、非行歴等の情報は、その性質上、厳に慎重に取り扱わなければならないものであることに鑑み、業務の遂行に当たっては、利用者及びその関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。また、他の機関等に利用者又はその関係者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じるものとする。
- ⑤ 業務の遂行に当たっては、常に公平かつ中立的な姿勢を保つことを心掛けるものとする。
- ⑥ 業務内容はコーディネート業務、フォローアップ業務、相談業務、その他左記の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務とする。

令和2年度取り組み

1 利用者支援

◆具体的な取り組み内容 取り組み方法・手段	実績
<p>◆ コーディネート・フォローアップ・相談</p> <p>① 埼玉県社会福祉課、さいたま地方検察庁、さいたま保護観察所、埼玉県警と連携及び情報共有し、さいたま保護観察所とは協働で業務を行う。</p> <p>② 釈放までの数日間で必要最低限のアセスメントを行い、受け入れ先を確保する。</p> <p>③ 一時受け入れ先として更生緊急保護で更生保護施設及び自立準備ホーム、生活保護で無料定額宿泊所及び救護施設を利用する。</p>	<p>① 埼玉県社会福祉課、さいたま地方検察庁、さいたま保護観察所、埼玉県警との連携及び情報共有し、さいたま保護観察所とは協働で業務を行った。</p> <p>② 本年度の支援開始者は4名である。このモデル事業が9月末で終了することを踏まえて、新規ケースの受け入れを6月末までにしたことが影響している。</p> <p>③ 4名中3名は事前面談なし。1名は弁護士の接見に同行しアセスメントを実施し、受け入れ先の調整と確保を行った。</p>

<p>④ 一時受け入れ施設入所中に、再アセスメント、住民票の復活、生活保護申請、援護の確定、障害者手帳の取得、支援区分・要介護度の認定調査、診察(済生会川口病院の無料診察なども利用)などを行い、福祉、医療、雇用等につなげる。</p> <p>⑤ 市区町村の障害・高齢介護・生活福祉課、相談事業所、包括支援センター、及び保健所・保健センター、病院、福祉事業所、ハローワーク、協力雇用主等との連携とネットワークづくりを行う。</p> <p>⑥ 本人及び受け入れ先事業所のフォローを丁寧に行う。特に一時受け入れ事業所との関係を強化する。</p> <p>⑦ 相談機関等にはアドバイスをを行い必要であれば支援を行う。</p> <p>⑧ 合同支援会議を行う。</p>	<p>④ 支援継続中 8 名と新規 4 名は自立準備ホームに入所した。入所中にアセスメント、戸籍・住民票の復活、年金照会・請求、要介護度の認定調査・生活保護申請の各種手続、入院同行、福祉施設受け入れ先調整、帰宅先アパートの確保と転居等の支援を行った。</p> <p>⑤ さいたま地方検察庁、さいたま保護観察所、さいたま少年鑑別所、埼玉県就労支援事業者機構、福祉事務所、医療機関、更生保護施設、自立準備ホーム、福祉機関等の出席による「埼玉県再犯防止推進モデル事業推進会議」を行い、事業の進捗状況、効果検証の方法・スケジュール確認等を行った。</p> <p>⑥ 効果検証の一環として支援対象者 18 名にインタビュー調査を行い、「成果報告書」に反映させ、作成・提出した。</p> <p>⑦ 相談支援の対象は 7 件であり、すべてのケースにおいて必要なアドバイスをした。</p> <p>⑧ 本人及び受け入れ先事業所のフォローを丁寧に行うとともに、その後地域での支援が円滑に進むよう市区町村の障害・高齢介護・生活福祉課、相談事業所、包括支援センター、及び保健所・保健センター、病院等、必要に応じて合同支援会議を行った。</p>
<p>◆ 周知啓発 機会をとらえて関係機関等に事業内容を説明する。</p>	<p>「埼玉県再犯防止推進モデル事業成果報告書」は、埼玉県社会福祉課でとりまとめ製本した後、県内外の関係機関に配付される予定。</p>

2 人材育成

◆具体的な取り組み内容 取り組み方法・手段	実績
<p>◆ OJT 埼玉県地域生活定着センターで実習し、知識技能を身に付ける。</p>	<p>コーディネート・フォローアップに同行し、クライアントの支援に活かした。</p>
<p>◆ Off-JT 地域生活支援センター関東甲信越ブロック研修等に参加する。</p>	<p>関東甲信越ブロック研修、全定協の初任者研修(リモート研修)に参加した。</p>

3 施設設備管理

◆具体的な取り組み内容 取り組み方法・手段	実績
◆ 車両2台の維持管理 車両点検、運行表の記入、安全運転の励行を行う。	左記の通り行った。無事故無違反。

4 危機管理

◆具体的な取り組み内容 取り組み方法・手段	実績
◆ 携帯電話の管理 携帯電話が紛失した時は、遠隔データサービスで消去する。	携帯電話の紛失なし。
◆ 資料・PCの管理 施錠できるキャビネットにて保管する。 事務所の施錠の徹底。	左記の通り行った。
◆ データの持ち出し USB・PCの個人データの持ち出しは禁止する。	個人データの持ち出しなし。

5 医療

◆具体的な取り組み内容 取り組み方法・手段	実績
◆ 無料・低額診療 健康診断、常用薬の確保、緊急を要する治療 協力病院 <ul style="list-style-type: none"> ・ 済生会栗橋病院 ・ 済生会鴻巣病院 ・ 医療生協さいたま浦和民主診療所 ・ 医療生協さいたまおおみや診療所 ・ 埼玉共同病院 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 済生会栗橋病院 ・ 済生会鴻巣病院 ・ 医療生協さいたま浦和民主診療所 ・ 医療生協さいたまおおみや診療所 ・ 埼玉共同病院 ・ 医療生協さいたま熊谷生協病院 上記6か所の協力が得られている。

■ 埼玉県自立生活支援センター(令和2年度事業報告 資料)

令和3年3月31日

1 事前面接

起訴猶予者 0人	執行猶予者 0人
----------	----------

2 コーディネート業務

支援者数	12人(自立準備ホーム12人)
支援辞退者	0人
コーディネート終了者	12人
コーディネート継続	0人

3 受け入れ先

アパート	10人
障がい者グループホーム	1人
住宅型有料老人ホーム	1人
合計	12人

4 フォローアップ業務

支援者数	24人(令和元年度12人、令和2年度12人)
支援辞退者	2人
支援終了者	22人